

論点に対する回答（経済産業省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>1. 外国為替及び外国貿易法</p> <p>① 基本計画で「経済産業省と貨物の所管省庁で同様の内容を確認している一部貨物について、確認業務の一元化を提案し、協議を行う」とあるが、どのような内容の見直しを考えているのか。また、協議の進捗状況如何。</p>

【回 答】

① 現在、冷凍まぐろ類等を輸入する場合には、外国為替及び外国貿易法第52条、輸入貿易管理令第3条及び第4条及び「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（告示）三の7の（2）及び（3）に基づき、事業者は、事前に経済産業大臣の確認を受けることとなっているが、申請書類の一つとして、「正規許可船リスト対策又は正規畜養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の原本を求めていることから、実質的に事業者は2段階で行政庁に確認手続を行っているところ。

今般、事業者の行政手続コスト削減の観点から水産庁と検討を行った結果、冷凍まぐろ類等を輸入する場合の事前確認権限を経済産業大臣から農林水産大臣に移管し、本年4月から水産庁への申請のみで事前確認が得られることとしたところ。

今月11日に事前確認権限を移管するための告示の一部改正案等に対するパブリックコメントを行ったところ。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省、厚生労働省、環境省
論 点	2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
② 平成 29 年の改正化審法により、新規化学物質の規制値が「製造・輸入数量」から「環境排出量」ベースに変更されたことにより、「低生産量新規制度」での申請を行う事業者が減少することが見込まれるとされている。一方で、「環境排出量」を算出するのに使用される「排出係数」は、「用途」によって決定されるが、中小企業にとっては、商社のような発注元の顧客先やその「用途」を知らされずに排出係数=1として算定され、結果的に制度見直しによる恩恵を受けられない可能性がある、届出数量の上限が制限される、といった声がある。規制緩和をより実効あらしめる観点から、こういった懸念に対し、どのように考えるか。	
【回 答】	
<p>② 化審法の法目的は、化学物質による人や環境に対する悪影響の防止。今回の改正は、こうした国民の安全性の確保を大前提とした上で、規制の合理化を図るもの。</p> <p>具体的には、新規化学物質の審査特例制度（少量新規制度と低生産量新規制度）における製造・輸入数量の全国上限値を、用途分類別の排出係数を導入した環境排出量とした。</p> <p>これにより、例えば、液晶ディスプレイ用途など、化学物質が閉じ込められるような用途については、従前よりも、製造・輸入数量の全国上限値が事実上緩和されることになる。一方で、芳香剤用途など、化学物質が全量環境排出されるような用途の場合には、従前と同様の製造・輸入数量の全国上限値となる。</p> <p>政府としては、用途が分からなければ、国民の安全性の確保に照らして全量環境排出される可能性を考慮せざるを得ない。すなわち、用途が分からぬ状況においては、安全側に立って「排出係数=1」と設定する必要がある。以上のとおり、今回の規制合理化の恩恵を受けたい事業者には、中小企業であるか否かに関わらず、用途情報を求める必要がある点、ご理解いただきたい。</p> <p>なお、上記のように、用途の証明は国民の安全の観点から必要であるが、中小企業を含めた事業者にとっても適切な申出ができるように、通常の商行為で用いられている売買契約書などに用途を付記することも含めて過度な負担とならないよう検討を行っているところである。</p>	

(参考)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の概要 (審査特例制度について)

1. 背景

○近年、我が国の化学産業は、少量多品種の機能性化学物質の生産に移行。新規化学物質の製造・輸入における少量／低量生産のための審査特例制度※のニーズが増加している。

※新規の化学物質を製造/輸入しようとする者は、原則として、事前に届出し、国による新規化学物質の毒性等の審査を受ける必要があるが、製造・輸入量が一定以下の場合は、当該審査が一部又は全部免除され、国による数量確認のみにより製造・輸入できる。

○審査特例制度では、各事業者が申し出た製造・輸入量の合計が一定量を超えた場合、①国が事業者間の製造・輸入量の数量調整を行い、その結果、②各事業者の製造・輸入量は按分で減じられる。

○このように、数量調整に伴い、事業者は製造・輸入量を予見できず、事業機会を失うケースが生じている。

2. 法改正の概要

化学物質による環境汚染の防止を適切に実施するため、新規化学物質の審査特例制度における製造・輸入数量の全国上限値を用途分類別の排出係数を導入した環境排出量とする。

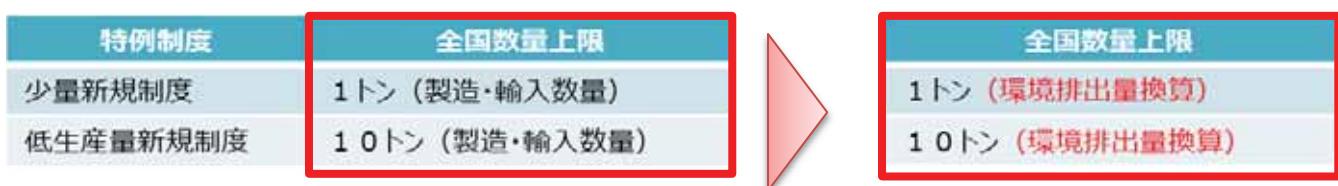
3. 措置事項の概要

○用途別の排出係数を用いたリスク評価手法の確立を踏まえ、全国数量上限を、環境排出量換算の基準に見直す。

排出係数の例：芳香剤：1.0、液晶パネル：0.0012

<現行制度>

<新たな制度>



⇒ 全体数量上限の事実上の増加により、数量調整が行われるケースが減少し、事業者の予測可能性が確保されるとともに、製造・輸入量の増加が可能。また、数量調整に係る行政事務コストも減。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>3. アルコール事業法</p> <p>③ ホームページによれば、販売事業者の業務の報告に関し、「報告書作成支援ソフト」での作成が推奨されている。このソフト自体は事業者の負担軽減に資するものと考えられるが、「大量に業務報告書を提出される許可使用者の方及び販売事業者の方は、できるだけ本ページの報告書作成支援ソフトを御活用いただき、正規の書類と共に、電子媒体を併せて提出いただくよう御協力をお願ひいたします」とされている。現時点でも、電子メールでの提出をもって報告とみなすことはできないのか。</p> <p>また、現在、経済産業省で検討されている「法人プラットフォーム」の枠組みでは、現在、省令などで定められた様式において押印を求めている申請書類につき、どのように電子申請を可能とする措置を考えているのか。(評価基準1-②、4関係、自己点検結果B)</p>
【回答】	
<p>③ 電子媒体の提出は、省令で定められた押印のある正規の書類の提出を前提に、文書管理の効率化の観点から協力ベースで提出いただいているもの。したがって、電子メールでの提出をもって報告と見なすことは、直ちには困難。</p> <p>現在、当省内で検討している「法人プラットフォーム」では、本部会で示された「本人手続きの簡素化に関する方向性」を踏まえ、電子申請時の押印の取扱いを措置することとされており、アルコール事業法に関する当該手続きについては、ID／パスワード付与により押印不要とする予定。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>4. エネルギーの使用の合理化等に関する法律</p> <p>④ 定期の報告については、負担が大きく（1事業者あたり 20 枚～100 枚以上）、また、地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告に記載する事項と重複するにも関わらず、書式が統一されておらず、膨大な作業を要する、との声がある。電子化の促進はもとより、そもそも、省エネ法体系の中での報告を求める事項の簡素化や温暖化防止条例に基づく記載事項との調整につき検討の余地はないか。（評価基準 1－①関係、自己点検結果 B）</p>
【回 答】	
<p>④ 省エネ法の定期報告では、エネルギーの使用方法の改善を目的として、エネルギー使用量、事業者等の取り組むべき省エネ対策の遵守状況、電気需要平準化（電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させること）に資する原単位等といった最低限の事項を求めている。</p> <p>その中でも事業者の負担軽減を図るべく、①電子申請や定期報告書作成支援ツールの導入、②プルダウン式等による入力の簡素化、③地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の定期報告事項の一部代替等の取組を行っているところ。例えば、定期報告書作成支援ツールは、過去の提出データが活用できるとともに、自動計算機能も備えており、事業者（約 12,000 者）の 9 割以上に利用されている。</p> <p>地方自治体の温暖化防止条例に定める報告内容は、それぞれの自治体が自主的に決めるべきものではあるが、事業者の負担軽減の観点から、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）」（2014 年 6 月 20 日、経済産業省・環境省）等を過去 2 回発出し、自治体に対し可能な範囲で省エネ法等との報告様式等との整合性に留意するよう協力要請しており、今後とも必要に応じ、継続した協力要請等に努める。</p> <p>なお、自治体それぞれの報告様式は、「県内で排出される温室効果ガス」や「削減目標」等、地方独自の事項を設定していることから、国の報告様式とは差異が生じている状況である。</p> <p>※地球温暖化対策の推進に関する法律第 4 条「地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。」</p>	

論点④に関する参考資料

(参考1) 地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告制度

○温暖化防止条例に基づく報告制度を導入している自治体

区分	自治体名				
都道府県	北海道	岩手県	秋田県	茨城県	栃木県
	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	石川県
	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	徳島県
	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
政令指定都市	札幌市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
	京都市	広島市			

注1：都道府県及び政令指定都市のみを対象としている。

注2：平成25年2月1日時点で自治体のウェブサイトに掲載があった自治体である。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書」

○省エネ法定期報告と温暖化防止条例に基づく報告との相違（1／2）

対象数 ・公表されている計画書対象数 ・「所」は事業所数	報告書形態 （●は必須）	電子データの提出方法 （●は必須）	事業者単位																					
			特-第1表	特-第2表	特-第3表	特-第4表	特-第5表	特-第6表	特-第7表	特-第8表	特-第9表	特-第10表	特-第11表	特-第12表 1	特-第12表 2	特-第12表 3	特-第12表 4	特-第12表 4の1	特-第12表 4の2	特-第12表 5	特-第12表 6の1	特-第12表 6の2	特-第12表 6の3	特-第12表 7
			紙面	電子データ	電子申請	メール	紙面	電子データ	電子申請	メール	紙面	電子データ	電子申請	メール	紙面	電子データ	電子申請	メール	紙面	電子データ	電子申請	メール	紙面	電子データ
北海道	510	●			○	○	○	○						○										
札幌市	276	●			○	○	○							○										
岩手県	223	●			○	○	○							○										
秋田県	135	●			○	○	○							○										
茨城県	○	○	○		○	○								○										
栃木県	●													○										
群馬県	288	○	○		○	○	○		○	○				○										
埼玉県	722	●	●	●	●	○	○	○						○	○	○	○							
さいたま市※	108(所)	●	●	●	○																			
東京都	1372(所)	●	●	●										○	○									
神奈川県	551	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○								
川崎市	164	●			○	○	○	○	○	○				○	○	○								
横浜市	327	●	●		○	○	○	○	○	○				○		○								
石川県	●																							
山梨県	195	●																						
長野県	203	○	○		○	○	○	○	○	○				○		○								
岐阜県	329	●	●	●	○	○	○	○	○	○				○		○						○	○	
静岡県	622(所)	●			○	○	○	○	○	○				○		○								
愛知県	830(所)	●				○								○										
名古屋市	419(所)	●	●	○	○	○								○										
三重県※	302(所)	●	●																					
滋賀県	271(所)	○	○	○	○									○										
京都府	743	○	○	○	○	○	○	○						○		○					○			
京都市	146	●				○	○	○						○	○		○					○		
大阪府	740	●	●	●	○	○	○	○						○	○	○	○				○			
兵庫県	647(所)	●																			○		○	
和歌山県	●					○	○							○	○		○							
鳥取県	76	●												○			○							
岡山県	301	●	●	●	○	○	○	○		○				○	○		○							
広島県	●	●	○		○				○					○		○						○		
広島市	105	●	●	●	○	○	○	○						○		○					○			
徳島県	137	●				○	○															○		
香川県	95	●				○								○		○						○		
長崎県	106	●				○	○	○						○		○					○			
熊本県	205	○	○	○		○	○		○					○	○		○				○			
宮崎県		●				○	○		○					○		○					○			
鹿児島県	121	●				○											○				○	2	0	

注：温暖化防止条例に基づく報告制度で報告する範囲が当該自治体内における分となるため、「○」が付されていても報告内容は必ずしも同一ではない。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書」

○省エネ法定期報告と温暖化防止条例に基づく報告との相違（2／2）

対象数 ・公表されている計画書対象数 ・「所」は事業所数	報告書形態 (●は必須)	電子データの提出方法 (●は必須)	事業所単位											
			指-第1表	指-第2表	指-第3表	指-第4表	指-第5表	指-第6表	指-第7表	指-第8表	指-第9表1	指-第9表2	指-第9表3	指-第9表4
			エネルギー管理指定工場の名称等	エネルギー使用量及び版元した割合エネルギー量	設備及びエネルギーを消費する主要な設備の内容、稼働状況及び、新設、改造	エネルギーと密接な関係をもつ直	エネルギー使用に係る原単位	過去5年度間のエネルギー使用量	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位	過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合	エネルギー使用の合理化に関する判断基準の遵守状況	エネルギー使用に係るCO2排出量	電気(熱)供給された電気の使用に伴う排出量	他人から温対法で定める算定期又は供給される電気の使用に伴う排出量と異なる算定期又は供給の内容
紙面	電子データ	電子申請	メール											
北海道	510	●												
札幌市	276	●	○		○									
岩手県	223	●												
秋田県	135	●												
茨城県		○	○	○			○							
栃木県		●			○	○	○	○	○		○	○	○	○
群馬県	288	○	○	○										
埼玉県	722	●	●	●	○	○			○		○			
さいたま市※	108(所)	●	●	○	○	○			○		○			
東京都	1372(所)	●	●		○	○				○	○			
神奈川県	551	○	○	○	○			○		○				
川崎市	164	●						○						
横浜市	327	●	●		○			○		○				
石川県		●			○	○		○		○		○		
山梨県	195	●			○			○		○		○		
長野県	203	○	○	○	○									
岐阜県	329	●	●		○	○	○				○			
静岡県	622(所)	●												
愛知県	830(所)	●			○						○			
名古屋市	419(所)	●	○		○	○	○				○			
三重県※	302(所)	●	●			○					○			
滋賀県	271(所)	○	○	○	○	○					○			
京都府	743	○	○	○										
京都市	146	●									○			
大阪府	740	●	●	○		○	○							
兵庫県	647(所)	●			○	○		○			○			
和歌山县		●												
鳥取県	76	●												
岡山県	301	●	●	○	○						○			
広島県		●		○		○	○							
広島市	105	●	●	●	○	○					○			
徳島県	137	●					○							
香川県	95	●					○				○			
長崎県	106	●												
熊本県	205	○	○	○										
宮崎県		●												
鹿児島県	121	●			○									

注：温暖化防止条例に基づく報告制度で報告する範囲が当該自治体内における分となるため、「○」が付されていても報告内容は必ずしも同一ではない。

出典：経済産業省「平成24年度地球温暖化問題等対策調査（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電子化に係る制度面での課題の整理及び類似制度等との連携の可能性調査）報告書」

(参考2) 自治体宛要請文書

地球温暖化対策条例関係自治体各位

事務連絡
平成26年6月20日
経済産業省
環境省

温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）

標記の件については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、「温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化」が規制・制度改革事項の一つとして掲げられ、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う」とこととされたことから、平成23年4月28日付けで、別添1により、関係自治体へ依頼を行いました。

本年3月13日付けで内閣府の「規制改革ホットライン」に同旨の規制改革要望が寄せられ、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行おうとする自治体について、可能な範囲で省エネ法との整合に留意するよう、今夏までに要請することといたしました。

つきましては、条例は地方自治法における自治事務として制定されているものではありますが、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関して条例の制定又は改正を行おうとする自治体におかれましては、引き続き、次の点について御留意下さいますようお願ひいたします。

- ・事業者負担の軽減に配慮すること
- ・既存の法体系との整合性を確保すること（※）
- ・必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること

※既存の法体系との整合性を確保するに当たり留意する点

報告対象者の要件、報告事項・報告様式、報告時期、算定方法・排出係数 等

【参考】エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく定期報告書制度

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

自治体の報告制度の例 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/ig_system

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/ig_system2

【相談窓口】

温対法 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

電話：03-3501-1679

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

電話：03-5521-8249

省エネ法 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726

温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化について

平成 23 年 4 月 28 日
経済産業省・環境省

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」における検討等を踏まえ、平成 23 年 4 月 8 日に「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定されました。

この中で、「温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化」が規制・制度改革事項の一つとして掲げられ、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。」こととされました。

つきましては、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関して条例の制定又は改正を行おうとする自治体におかれましては、次の点にご留意下さいようお願ひいたします。

- ・ 事業者負担の軽減に配慮すること
- ・ 既存の法体系との整合性が図られるよう留意すること
- ・ 必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること

【相談窓口】

経済産業省
産業技術環境局環境経済室 (電話 03-3501-1679)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課 (電話 03-3501-9726)

環境省
地球環境局地球温暖化対策課 (電話 03-5521-8249)

(参考)

○「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)別紙 4 頁より
抜粋

【グリーンイノベーション ⑧】

規制・制度改革事項	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制・制度改革の概要	・ 事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。<平成 23 年度中措置>
所管省庁	経済産業省、環境省

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p> <p>⑤ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定やその変更の認定に関し、「平成 29 年度に処理期間の短縮を図り、また進捗状況に関しても公表した」とのことであるが、具体的にどのような措置を講じ、短縮を図ったのか。</p> <p>また、標準処理期間をいまだ超過している項目もあるようだが、具体的な対応策につき、検討されているのか。(評価基準 3-⑤関係、自己点検結果 C)</p>
【回 答】	
<p>⑤ 平成 29 年 6 月から審査員の増員と審査フローの見直しを行うことで、これまで標準処理期間の 2 ヶ月を超えて 3 ヶ月程度審査に時間がかかっていた審査項目について、標準処理期間内に処理を完了することができるようになった。</p> <p>現在でも標準処理期間を超過している項目についても、平成 29 年 11 月より審査員を増員させ、審査フローの見直しを行っている。加えて、審査を行う電子システムの改善等を行うことで、審査の迅速化を図っているところ。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>6. 鉱業法</p> <p>⑥ 鉱業法第 62 条第 2 項又は第 3 項の事業着手延期等の認可につき、審査基準が経済産業局ごとにバラバラとの意見もある。一方で、審査基準の見直しを進めているとのことであるが、どのような観点からの見直しか。見直しにより、「バラバラ」と問題視されることはなくなるか。(評価基準 3-③関係、自己点検結果 A)</p>

【回 答】

⑥ 鉱業法第 62 条第 2 項又は第 3 項の事業着手延期等の認可¹にあたっては、事業者から提出される事業着手延期等の事由を記載した申請書について、経済産業省 HP 等で公開している審査基準（※別紙参照）に沿って、地方経済産業局が確認・審査することとしている。

「経済産業局毎にバラバラとの意見」の詳細（平成 30 年 1 月 15 日付）について確認したところ、石炭・石灰石・銅などの鉱区において、上述の審査基準のうち、

- ・数鉱区を保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、かつ、それらの鉱区のうち既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をすること等が、鉱物の合理的開発上適当と認められる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするときにおいて、当該事業未着手等が鉱物の開発上合理性があり適当と認められるとき。（以下「計画的操業のための延期等」という。）
 - ・鉱物の利用方法に関し、現状においては理由困難な場合であって、1・2 年の間に研究の結果利用可能と考えられるとき
 - ・鉱区において、鉱害防止の事業を行うために必要と認められるとき
- の 3 つの要件について、地方経済産業局の地域や担当者によって解釈が異なった例があるとのご指摘であることが判明。これを踏まえ、解釈の統一を図るため、過去の認可に至った案件（3000 件程度）及びその理由等について、平成 30 年度中に担当者間で共有化するための措置を講ずる予定。

¹鉱業法第 62 条第 1 項により鉱業権者は鉱業権の登録後 6 か月以内に事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、同条第 2 項の経済産業大臣の認可を受けることで事業着手を延期することが可能。又、事業着手後に 1 年以上その事業を休止するときは同条第 3 項により、経済産業大臣の認可を受けることとされている。（いずれの手続きも鉱業法施行規則第 61 条により、地方経済産業局に権限が委任されている。）

なお、ご指摘の「審査基準の見直し」については、鉱業権を設定した鉱区の約8割が事業に着手していない又は休止している現状を踏まえ、「石油・天然ガス」等の特定鉱物の開発主体の新陳代謝や開発活動を促すべく、事業着手延期等の要件を厳格化・明確化することを予定。(平成30年4月より改正審査基準を適用。) 具体的には、申請の際に事業者が示す事業着手延期等の要件の約6割を占める「計画的操業のための延期」について、より明確な事由を求める²等の改正を実施する。

当該見直しは、石油・天然ガスについて、事業着手延期等の要件の厳格化を図るものであり、石炭・石灰石などについて事業着手延期等の要件の明確化・円滑化を求める今回の要望に答えるものではない。

² 石油天然ガス等の特定鉱物を対象とし、審査基準に定める事業着手延期等の要件である「計画的操業のための延期等」を「事業に着手している鉱区（鉱業権の設定された区域）と同一の鉱床（地かく中の鉱物集合体。）の鉱区の事業着手延期等を実施する場合」に厳格化する。

別紙

経済産業省

平成 24・02・23 資第 2 号
平成 24 年 3 月 15 日

鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（抄）

経済産業大臣 枝野 幸男

鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 12 条第 1 項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第 1 申請に対する処分

1. 審査基準

（1）～（12）（略）

（13）法第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく事業着手期間延長の認可及び事業休止の認可

法第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく事業着手期間延長の認可及び事業休止の認可については、法第 62 条第 2 項及び第 3 項の規定を基としつつ、以下に掲げる基準を総合的に勘案して審査する。

①「事業」とは、原則として本来の掘採事業をいうものとする。

②事業着手延期及び事業休止の認可については、その事由を厳格にすることにより、計画的操業等による鉱物の合理的開発を阻害することのないよう考慮するものとする。

③事業着手の義務

ア. 法第 62 条第 1 項の規定に基づく事業着手、同条第 2 項の規定に基づく事業着手の延期及び同条第 3 項の規定に基づく事業の休止の認可手続の状況を定期的に点検するものとする。

新たに鉱業権の設定又は移転の登録がなされて鉱業権者となった者に対しては、登録規則第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による登録済みの通知を交付する際に、次の文書と同趣旨のものを同封するものとする。

「鉱業権の設定又は移転の登録のあった日から 6 か月以内に事業に着手すること。

なお、やむを得ない事由により事業に着手できない場合、又は事業に着手した後、

事業を休止しようとする場合は、法第62条第2項又は第3項の規定により、事業着手の延期又は事業の休止について、経済産業大臣又は経済産業局長の認可を受けなければならない。

これに違反した場合は、法第55条第5号の規定に基づき鉱業権を取り消す。」

イ. 法第62条第2項又は第3項の規定による認可に当たっては、法第137条の規定に基づき、必要に応じて事業着手できないやむを得ない事由、又は事業を休止しようとする事由（以下「事業未着手等の事由」という。）を詳細に説明する資料の提出を求めた上で判断するものとし、資料の提出に応じないときは、当該認可申請を行政法の一般原則により却下することができる。

また、必要に応じて法第144条の規定に基づく報告徴収又は立入検査により、事実関係の確認を行い判断するものとする。

ウ. 法第62条第2項又は第3項の認可に当たっては、特に必要な場合を除き、試掘権については1年以内、また採掘権については2年以内の期間を指定して認可するものとする。

エ. 法第62条第2項又は第3項の規定による認可は、受理した日（申請書を郵便物として提出した場合は、規則第2条の規定により提出した日とする。）以降の日付けで行うものとする。

オ. 上記ウ. の認可期間の始期は、次のとおり取扱うものとする。

（ア）新たに鉱業権の設定又は移転の登録がなされて鉱業権者となった者については、鉱業権の設定又は移転の登録の日の翌日から起算して6か月目に当たる日の翌日とする。

（イ）現に事業着手の延期又は事業の休止の認可を受け、その認可期間の満了後重ねて期間の延長をしようとする者については、現に認可を受けている期間の満了の日の翌日とする。

カ. 事業未着手等の事由には、次のような場合が該当すると解される。

（ア）採掘権に関するもの

A. 天災地変により着業できないとき。

B. 数鉱区を保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、かつ、それらの鉱区のうち既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をすること等が、鉱物の合理的開発上適当と認められる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするときにおいて、当該事業未着手等が鉱物の開発上合理性があり適当と認められるとき。

C. 鉱業権の設定又は移転の登録があった後、6ヶ月を経てなお事業に着手する準備が完了しないため着手できないとき。（ただし、事業着手の延期があった期間を経過した後重ねて期間を延長しようとするときを除く。）

D. 施業案の認可を受けた採掘区域の鉱床の開発が終了し、現在物理探鉱又は露頭探鉱等施業案の認可を要しない方法による探鉱を行っているとき。

E. 鉱業用地につき、借地又は買収交渉が遅延しているとき。（ただし、誠実に交渉中であると認められるときに限る。）

F. 降雪等の季節の関係上やむを得ないとき。（この場合、1年を限り認可するこ

ととし、重ねて着業を延期しようとするときを除く。)

G. 鉱山道路の建設を待っている場合において、その建設計画が具体化し、現に推進中であるか、又は1年以内に着工する予定のとき。

H. 国立公園、文化財等の関係から早急に着手しがたい事情がある場合、又は主務官庁の認可許可等が遅延しているため、やむを得ないと認められるとき。

I. 鉱物の利用方法に関し、現状においては利用困難な場合であって、1、2年の間に研究の結果利用可能と考えられるとき。

J. 鉱区において、鉱害防止の事業を行うために必要と認められるとき。

(イ) 試掘権に関するもの

試掘権は探鉱を目的とする権利であると解されるから、試掘権の事業着手延期又は事業休止とは、施業案の届出を要する探鉱行為（坑道探鉱、試錐等土地の形状の変更を伴う探鉱）に着手せず、又は休止することを指すものであると解されるので、前記（ア）のうち、A.、B.、C.、E.、F.、G.、H. のほか、K. 試掘権者が誠実に物理探鉱又は露頭探鉱等を行っており、かつ、なお継続して探鉱が必要なときは本事由に該当すると考えられる。

以上のほか、真にやむを得ない場合もあることが考えられるが、その判断に当たっては、慎重に行い、最小限度に止めること。

キ. 次の場合はやむを得ない事由に該当しないものとする。

(ア) 単なる資金不足を理由とするもの

(イ) 適当な代理人、技術者がいないことを理由とするもの

(ウ) 坑内排水処理不能として放置している等鉱業の実施を阻害する要因を放置していると認められるもの

④事業着手の義務違反

ア. 法第62条第1項の規定に基づく事業着手の状況、又は同条第2項の規定に基づく事業着手の延期及び同条第3項の規定に基づく事業の休止の認可手続の状況を定期的に点検し、同条第1項若しくは第2項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者、又は同条第3項の規定に違反して事業を休止している鉱業権者については、法第55条第5号に該当するものとして聴聞を行った後、鉱業権の取消しを行うものとする。

イ. 法第55条第5号の規定に該当する鉱業権者に対する聴聞は定期的（年2回以上）に行うものとする。

ウ. 前記イ. の聴聞においては、法第55条第5号に該当する鉱業権者に事業未着手等の事由、及び法第62条第2項又は第3項の規定に違反して認可申請をしなかった事由（以下「手続上の理由」という。）を陳述させるとともに、必要に応じて事実を証する書面を提出させるものとする。

エ. 手續上の理由に該当するものは次の場合である。

(ア) 天災地変その他不測の障害により手續ができないとき。

(イ) 病気又は負傷により病床に伏していたとき。

(ウ) 業務の遂行上やむを得ない用務が生じていたとき。（ただし、最小限度に止めること。）

- 才. 法第56条第2項の規定において準用する法第48条第4項から第6項までの規定に基づく聴聞の結果、鉱業権者が法第62条第2項又は第3項の規定に違反して認可申請を怠っていたことについて、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、遅滞なく、同条同項の規定による認可申請を行うよう指導するとともに、別紙様式による始末書を提出させるものとする。
- カ. 前記イ. の聴聞手続きにおいて、鉱業権の移転又は相続その他の一般承継に係る手続きがなされた場合は、次のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 鉱業権者に聴聞通知が送達した後、相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した者が、法第51条の3第1項の規定により、その旨を届け出た場合は、当該者に対し改めて聴聞通知を行い、聴聞を行うものとする。
- 聴聞の結果、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、前記才. の取扱いを行った上で、当該届出の審査を行うものとする。
- 同理由があると認められないときは、鉱業権の取消処分を行った上で、行政法の一般原則により当該届出を却下するものとする。
- (イ) 鉱業権者に聴聞通知が送達した後、鉱業権の移転を受けようとする者が、法第51条の2第1項の規定により、鉱業権の移転を申請した場合は、聴聞通知のとおり聴聞を行うものとする。
- 聴聞の結果、事業未着手等の事由及び手続上の理由があると認められるときは、前記才. の取扱いを行った上で、当該申請書の審査を行うものとする。
- 同理由があると認められないときは、鉱業権の取消処分を行った上で、行政法の一般原則により当該申請を却下するものとする。

(14) ~ (28) (略)

第2 不利益処分 (略)

2. その他 (略)

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	7. 中小企業等経営強化法 ⑦ 経営力向上計画の認定申請（18,242件）は、電子申請率が0.07%と低調である。中小企業が申請対象であることを考えると、電子証明書の添付を求めていることがその原因であるとも考えられるが、電子証明書に代えて、より簡易な方法での申請につき、検討する余地はないか。（評価基準1-②関係、自己点検結果B）
【回答】	
<p>⑦ 現行の電子申請手続きにおいては、申請者の本人確認のため「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する施行規則」に基づき、他の制度と一律に電子証明書の添付を必要としているもの。</p> <p>しかしながら、本制度は中小企業の支援を行うものであることを踏まえ、可能な限り簡易かつ必要最低限の本人確認性が担保されるような代替手段を講じることを検討してまいりたい。</p>	